

三原城跡歴史公園利用申請の手引き

三原城跡歴史公園の利用申請は、この手引きをよく確認のうえ、行ってください。

1 要件

(1) 申請者

イベントで利用される場合には、利用申請を行ってください。

利用申請者は団体とします。

※団体とは、団体規約・名簿を持つものとし、実行委員会も含めます。

(2) 利用日時

・1月4日の 0:00 から12月28日の 24:00 まで

※天主台は、6:30 から22:00 まで

火気使用は、8:00 から21:00 まで

(3) 許可条件

次のいずれかに該当する場合は、利用することはできません。

- ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- ・施設を損傷するおそれがあるとき
- ・暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき
- ・その他、管理上支障があるとき

(4) 禁止事項

- ・杭の打ち込み
- ・車両の乗り入れ
- ・焚火やキャンプファイヤー、花火

※火気を使用する場合は、別途申請が必要です。

(5) 施設

三原城跡歴史公園は次の施設に分かれます。

※施設により、イベントでの利用可否は異なります。

火気使用は遊歩道の一部のみ使用可能です。

公園施設利用等一覧【○：可 ×：不可 △：一部可】

公 園 施 設	イ ベ ン ト 利 用	火 気 使 用
① 遊 歩 道	△ (図 2 参 照)	○
② 広 場		×
③ あ ず ま や	○	
④ 天 主 台		
⑤ 後 藤 門 石 垣		
⑥ ト イ レ	×	
⑦ 濠		
	× (伝統的行事のみ○)	

2 料金

表 1, 2 のとおり

3 利用申請

(1) 申請期間

利用日 3 か月前の月初日から前日までに文化課へ申請してください。

例：2 月 8 日に利用 → 11 月 1 日から申請可能

(2) その他手続き

必要に応じて広島県東部保健所，三原警察署，西日本旅客鉄道(株)に対し手続きを行ってください。

(3) 提出書類・提出先

○提出書類

三原城跡歴史公園利用申請書（様式第 1 号）

○提出先

三原市教育委員会文化課

<火気を使用する場合> （別紙 三原城跡歴史公園利用手続きの流れを参照）

利用日の 5 日前までに消防本部への申請等が必要です。

消防本部から交付された承認の写しを添付して，文化課へ利用申請を行ってください。

○消防本部への提出書類

☐ 喫煙・裸火・危険物品等承認申請書（様式第 3 号）

添付書類：三原城跡歴史公園利用図

☐ 露店等の開設届出書(様式第 16 号の 2) ※該当する場合

○提出先

三原市消防本部予防課 電話 0848-64-5927

〒723-0051 三原市宮浦一丁目 22 番 2 号

文化課への提出物チェックシート

<利用申請>

☐ 三原城跡歴史公園利用申請書（様式第 1 号）

☐ 事業計画書 ☐ 配置図面 ☐ 団体規約 ☐ 団体名簿

<火気を使用する場合>

☐ 承認の写し（消防長が交付するもの）

<問い合わせ先・提出先>

三原市教育委員会文化課

〒723-8501 三原市港町三丁目 5 番 1 号

電話 0848-64-9234